

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会  
事務局長 山本 健二  
政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

政府は、2015 年 10 月 20 日、環太平洋経済連携協定 (TPP) で大筋合意した関税内容を公表しました。これによると、全 9018 品目のうち、8575 品目の関税が撤廃されます (撤廃率 95%)。農林水産物では全 2328 品目のうち、1885 品目の関税がなくなり、うち、「重要 5 項目」のコメ、牛肉・豚肉、乳製品、小麦、砂糖でも、品目数で約 30%にあたる 174 品目の関税がなくなることになります。

フード連合は、大筋合意後 10 月 14 日に事務局長談話を発表しましたが、2015 年度政策情報 No. 3 で、「TPP 大筋合意」の概要についてお知らせします。

## フード連合／政策情報 No.3

### 1. 環太平洋経済連携協定 (TPP) とは？

TPP 協定とは、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定です。

2010 年 3 月に P4 協定 (環太平洋戦略的経済連携協定) 加盟の 4 カ国 (シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ) に加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの 8 カ国で交渉が開始され、その後マレーシア、カナダ、メキシコ及び日本を加えた 12 カ国が交渉に参加しています。

日本は、2013 年 3 月 15 日に安倍総理が交渉に参加することを表明し、同年 7 月 23 日から正式に交渉に参加しました。

そして、2015 年 10 月 5 日、米国アトランタで開催された TPP 閣僚会合において大筋合意に至ったと発表されました。

### 2. 主な合意概要事項

米	<ul style="list-style-type: none"><li>・関税 (1 kg 341 円) 維持</li><li>・米向けに無関税輸入枠 5 万 t (当初 3 年維持) →7 万 t (13 年目以降)</li><li>・豪向けに無関税輸入枠 0.6 万 t (当初 3 年維持) →0.84 万 t (13 年目以降)</li></ul>
肉	<ul style="list-style-type: none"><li>・牛肉は、関税を 38.5%から 9% (16 年目以降) まで段階的に引き下げ</li><li>・セーフガードの発動数量 (年間) は 59 万 t (当初) →73.8 万 t (16 年目)</li><li>・豚肉は高価格の関税 (4.3%) は撤廃、低中価格帯の大幅関税、10 年目以降撤廃</li><li>・関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保</li></ul>
乳製品	<ul style="list-style-type: none"><li>・脱脂粉乳、バターは、国家貿易制度を維持し、TPP 参加国向けに低関税輸入枠計 7 万トンを新設</li><li>・モッツァレラ・カマンベール・プロセスチーズは関税維持</li><li>・チェダー・ゴーダチーズ等は 16 年目以降関税撤廃</li></ul>
小麦	<ul style="list-style-type: none"><li>・国家貿易制度を維持し、枠外税率 (1 kg 55 円) を維持</li><li>・既存の WTO 枠 (574 万 t) に加え、米国・豪州・カナダに国別枠を新設</li></ul>

	(計 19.2 万 t (当初) →25.3 万 t (7 年目以降)・S B S 方式)
砂糖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗糖、精製糖は、糖価調整制度の維持</li> <li>・高糖度原料糖 (98.5%以上 99.3%未満) は無税とし調整金を少額削減</li> <li>・加糖調製品は、品目ごとに TPP 枠を設定</li> </ul>
自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国の自動車の関税 (2.5%) を 25 年目に撤廃</li> <li>・自動車の部品調達について原産地規制 (関税をゼロにする際の基準) を 55%</li> </ul>
バイオ医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ保護期間は実質 8 年以上</li> </ul>
著作権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作者の死後 50 年→70 年に保護期間延長</li> <li>・著作権者の告訴がなくても当局が起訴できる「非親告罪」に変更</li> </ul>
特許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許の審査が遅れても、20 年の保護期間を確保するルールを設定</li> </ul>
労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO 中核的労働基準 (強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止等) の遵守</li> </ul>
紛争解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家が進出先の政府を訴える「ISDS 条項」について、情報公開の義務化</li> </ul>
食の安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、「食品表示で日本の制度の変更が必要な規定はない」と発表</li> </ul>

政府は 10 月 22 日、TPP 交渉で合意した 31 分野のルールの詳細を公表しました。通商協定の貿易や投資をはじめとして、電子商取引、知的財産、労働、環境など多岐にわたっています。この点、重要 5 項目 (コメ、牛肉・豚肉、乳製品、小麦、砂糖) については、関税の大幅削減や、輸入枠設定がなされるなど、食品関連産業への影響は多大であります。

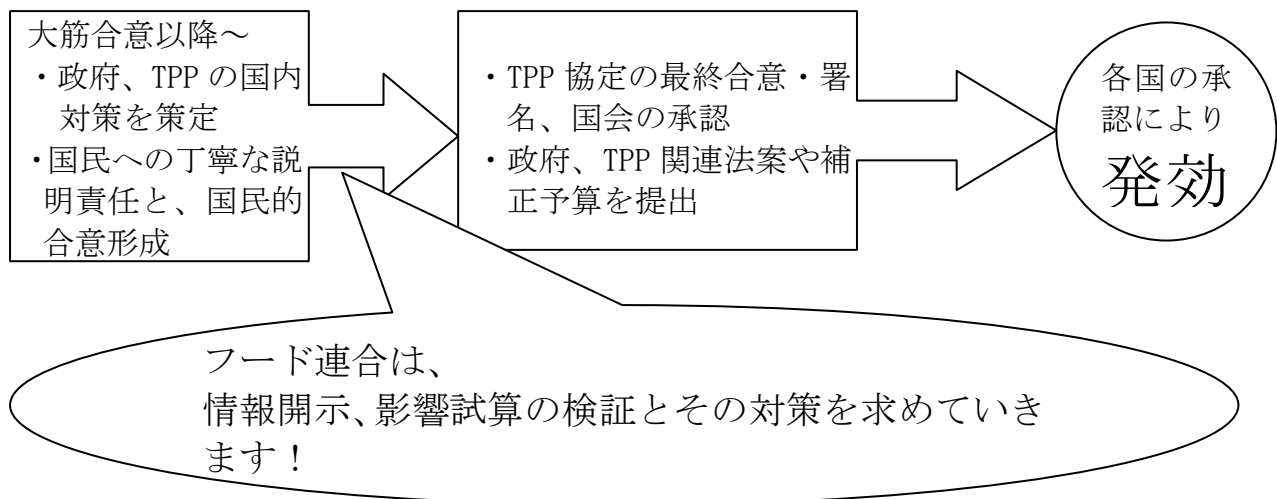
また、投資や知的財産についてのルールが統一されることとなります。

もっとも、TPP の協定文書の全文は公表されていません。全容は不明な点が多く、早期の全条文・付属文書の公開が必要です。

※ 重要 5 項目についての合意事項の詳細は農林水産省 HP をご覧ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html>)

### 3. 今後の流れ



大筋合意で TPP が直ちに発効するわけではありません。今後日本を含めた交渉参加国は協定文をまとめ「最終合意」に至るまでに、条約文の確定や国会承認など条約締結に向けた手続きを進めていくことになります。

フード連合としては、農業・食品産業分野そして国民生活に及ぼす懸念事項が解決されていない中で TPP 合意を認めるわけにはいかないと考えています。「最終合意」までの残された期間、連合や関係する産別と連携して、国民への早急な情報開示や国民的合意形成に向けた対応、そして関係する分野の影響試算の検証とその対策を求めています。

以上